

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和3年第12回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 徳丸委員、14番 佐藤委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。</p> <p>申請番号50番 土地の所在は、国見町西方寺字■■■■■■■■■■、地目が畑、面積は22㎡です。外に畑が3筆、合計4筆、面積は543㎡です。渡人は、国見町西方寺の■■■■■■■■■■さん、受人は、国見町西方寺の■■■■■■■■■■さんです。申請事由は、渡人は、規模縮小のため。受人は、規模拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号51番 土地の所在は、安岐町中園字■■■■■■■■■■、地目が田、面積は5,941㎡です。外に田が1筆、合計2筆、面積が6,065㎡です。渡人は、安岐町西本の■■■■■■■■■■さん、受人は安岐町西本の■■■■■■■■■■さんです。お二人は親子です。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できない。受人が、高齢の父に代わり農地を管理するためです。譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号52番 土地の所在は、国見町西方寺字■■■■■■■■■■</p>

<p>事務局</p>	<p>、地目が田、面積は1,073㎡です。外に田が7筆、畑が5筆、合計13筆、面積は5,611㎡です。渡人は、大分市のさん、受人は国見町西方寺のさんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できない。受人が、当農地で耕作するためです。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号53番です。本日追加分でお願いするものです。土地の所在は、安岐町塩屋字、地目が田、面積は1,140㎡です。渡人は、神奈川県横浜市のさん、受人は大分市のさんです。申請事由は、渡人は、県外在住の為管理できないためです。受人は、当該農地を管理するためとなっています。売買による所有権移転です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
<p>岐部委員</p>	<p>申請番号53番の受人の方は、大分市の方ですが、管理等大丈夫でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この方は、この申請地以外にも安岐町塩屋で農地を所有し、経営していますので、事務局としては管理できると判断しました。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>岐部委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第69号 申請番号50番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号50番については、全会一致で承認されました。次に申請番号51番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長</p>	<p>申請番号51番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号52番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号52番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号53番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号53番については、全会一致で承認されました。 次に議案第70号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第70号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定については、総数が30筆で44,957㎡、内訳は全て田です。新規設定は27筆、34,616㎡、更新は7筆で10,341㎡です。</p> <p>6ページの1、2、6番につきましては、利用権の設定開始日が平成29年の1月1日からとなっていますが、これは中間管理機構を利用した案件で、転貸する相手方が変わったため再度申請するものです。この分は次の農用地利用配分計画の4、6、7番に当たるものです。</p> <p>詳細につきましては、資料の6～8ページをご確認ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第70号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第70号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第70号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p>

議 長	<p>続いて議案第71号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第71号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が7筆、面積は8,544㎡です。内訳は全て田です。訂正をお願いします。7ページの4,6,7番の期間を5年に訂正願います。</p> <p>詳細につきましては、資料の7ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第71号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第71号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第71号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第72号 農地法第5条事業計画変更申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第72号 農地法第5条事業計画変更申請について資料に基づき説明申し上げます。</p> <p>申請番号2番、土地の所在は、国見町櫛来字■■■■、地目は田、面積は1,197㎡です。外に田が3筆、合計4筆、面積は2,993㎡です。渡人は国見町櫛来の■■■■さん、受人は国見町野田の株式会社■■■■ 代表取締役■■■■さんです。転用目的は工事用仮設道路・資材置き場・現場事務所・仮設トイレです。転用面積は、2,993㎡のうち、1,360㎡です。</p> <p>変更申請事由につきましては、県の公共工事の追加に伴い、工事用仮設道路、資材置き場等を引き続き使用するため、一時転用の期間延長が必要となったためです。こちらの案件につきましては、令和元年10月15日に一時転用許可を受け、追加工事に</p>

<p>事務局</p>	<p>より1回目の期間延長を行い、今回さらに追加工事のため2回目の期間延長申請となります。今回の変更期間は、令和4年4月30日までです。</p> <p>別添の資料をご覧ください。申請地は北と東を農地に、西側を川に、南側を国道に囲まれた農用区域内農地と1筆が第1種農地です。変更申請に伴い、土地所有者との間に、期間延長の土地賃貸借契約を結び、土地使用の同意を得ています。また、申請地に隣接する土地の所有者の承諾も得ています。国道からの進入のため、県の施行承認変更届、水路の上を工事用仮設道路が通っているため、期間延長のための市の法定外公共物である水路の使用許可書、期間延長の変更申請が必要になった理由として、追加の公共工事の変更契約書の写しが提出されています。他に、工事用仮設道路を農地に戻すために必要な資金証明書も提出されています。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第72号 農地法第5条事業計画変更申請について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第72号 農地法第5条事業計画変更申請について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第72号 農地法第5条事業計画変更申請について、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第73号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第73号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号53番 農地の所在は国見町岐部字 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 地目は田 面積は491㎡です。申請人は国見町伊美の [REDACTED] [REDACTED]さん、申請事由は、平成10年頃までは耕作していたが、申請者の父も高齢となり、耕作が困難となり放置状態となっている。別添の資料をご覧ください。申請地は砂利等が敷かれており、申請地の奥の宅地への進入路として使われているようです。</p>

事務局

申請番号55番 農地の所在は国見町岐部字

地目は田 面積は386㎡です。申請人は国見町岐部のさん、申請事由は、平成15年頃から、申請者の夫が農作業することが困難となり放置状態となっている。別添の資料をご覧ください。申請地は申請番号53番に隣接しており、申請地の前の商店の一部駐車場となっています。

申請番号56番 農地の所在は安岐町下原字

地目は田 面積は1,084㎡です。申請人は安岐町下原のさん、申請事由は、14年前から、駐車場用地として使用が始まり、今後も継続的に使用されるためです。別添の資料をご覧ください。申請地は、平成19年4月に農地法第5条の駐車場用地として賃借権の許可がでており、それ以降駐車場として使用されてきましたが、今回、相手方であるさんが、新たな施設を申請地に建設したため、非農地申請を行ったものです。

議長

議案第73号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第73号 農地法の規定による非農地証明書の交付について提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第73号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。

次に議案第74号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明願います。

事務局

議案第74号 空き家に付随した農地の指定について、説明申し上げます。

申請番号7番 農地の所在は国東町小原字

地目は田 面積は109㎡です。外に田が6筆、畑が2筆、合計9筆、面積は3,112㎡です。申請人は大分市のさんです。所在等別添の資料でご確認ください。

<p>議 長</p>	<p>議案第74号 空き家に付随した農地の指定について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第74号 空き家に付随した農地の指定について提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第74号については、全会一致で承認されました。以上で議案は終わりです。報告事項、協議事項ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>この後、推進委員さんも出席いただいて、農業者年金の研修会を行います。</p> <p>また、次回の総会は、12月10日(金)午後2時からこの201会議室で行います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>